

「管財人による不当労働行為事件」東京高裁判決についての弁護士声明

2015年7月28日

JAL不当解雇撤回訴訟弁護士団
JAL不当労働行為命令取消訴訟弁護士団

2015年6月18日に東京高等裁判所第14民事部（須藤典明裁判長）が言い渡した判決（以下「本判決」という）は、管財人の労働組合に対する発言が支配介入にあたり不当労働行為に該当すると明快に判断した。その意義は以下の3点に集約できる。

1 不当労働行為制度を憲法28条から位置づけ、争議権確立行為の組合活動上の重要性を認めたこと

争議権が憲法28条に基礎付けられていることは自明のことであるが、そのことを改めて確認し、憲法で保障された争議権を確立することの組合活動上の重要性（会社との対等性確保のための根幹的な権利）を明確にした。

管財人らは、整理解雇の実施を盾にして退職強要等を行い、JFU及びCCUの解雇回避に向けた提案を悉く拒否し、整理解雇を強行しようとしていた。それに対して、JFU及びCCUは、争議権を確立して管財人らとの交渉を対等なものにしようとした。そこで管財人らは、整理解雇強行のために、争議権確立に支配介入したのである。本判決は、争議権確立を「根幹的な権利」とであると認め、それに対して介入した管財人らの対応を不当労働行為として咎めたのである。

2 整理解雇の正当性が失われたこと

本件で問題となった争議権は、前述のような状況の中で、労使の対等性を確保するために確立が図られたものであって、それに介入することは重大な違法行為である。

この点、「仮に、この発言がCCUの争議権投票に対する支配介入に当たると認定する余地があると仮定したとしても、（中略）整理解雇のための手続の相当性を失わせて、本件解雇の効力を否定するに足りる事情に当たるものとまでは認めるに足りる証拠はない。」などと判示した整理解雇訴訟（客乗）東京高裁判決の誤りも明らかとなった。

管財人が重大な違法行為のもとに実施した本件整理解雇に、正当性を認めることはできない。

3 日本航空に解雇撤回等の団体交渉の必要性が確認されたこと

本判決は、日本航空や管財人が会社の存立を維持するために取るべきだった行動は「労働組合が求めるところをも踏まえて、労働組合との間で何らかの妥協を図る」ことであった、と喝破している。

ILOの第2次勧告は、本件訴訟の結果（地裁判決）の情報提供を求め、さらに「企業が人員削減計画を行う際には労働組合との完全かつ率直な協議が確実に実行されるこ

とが重要であることに注目し、そのような協議において、経済的理由による解雇の後に再び雇用される（職場復帰）労働者に関して、彼らの見解が十分に重きをおかれることを目的として、今後の採用計画において、全ての労働組合との協議が、確実に実行されることもまた期待する。」と指摘している。

本判決の趣旨を活かすのなら、今からでも解決に向けて労使間の真摯な協議が行われるべきである。

以上述べたとおり、本判決によって、本件整理解雇にあたって対等性確保のための争議権確立に支配介入が行われて「完全かつ率直な協議」が実行されなかったことが確認された。不当解雇撤回を求める労働組合の要求を真摯に受け止め、ILO第2次勧告が指摘する対等な団体交渉を行わなければならないのである。

私たち弁護団は、最高裁の不当決定を乗り越えて、本判決で明らかにされた整理解雇の不当性を社会的に明らかにし、JFU・CCU・原告団とともに、労使交渉による整理解雇問題の解決を実現すべく全力を尽くす所存である。

以上